

保存期間30年

通達乙交規第480号

令和4年6月23日

本部内各部課長  
警察学校長 殿  
各警察署長

茨城県警察本部長

制限外許可事務取扱要領の改正について

制限外許可事務については、制限外許可事務取扱要領（平成31年2月26日付け通達乙交規第311号別添）に基づき実施してきたところであるが、この度、別添のとおり改正したので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、制限外許可事務取扱要領の制定について（平成31年2月26日付け通達乙交規第311号）は、令和4年6月22日限り、廃止する。

本件担当

交通規制課

許可一般に関すること。

許可指導係（5181～5183）

他都道府県への照会に関すること。

交通情報係（5231、5555）

## 別添

### 制限外許可事務取扱要領

#### 第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第56条又は第57条第3項の規定による制限外積載、設備外積載及び荷台乗車の許可（以下「制限外許可」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 許可の単位及び期間

##### 1 許可の単位

制限外許可は、原則として1個の運転行為ごとに行うものとする。ここでいう1個の運転行為とは、例えば、A地点からB地点まで積載物等を運搬する場合で、車両、積載物、運転経路及び時間がそれぞれ一つのものをいう。

##### 2 許可の期間

制限外許可の期間は、原則として1個の運転行為の開始から終了までに要する期間とする。

##### 3 申請手続の特例

同一の運転者により定型的に反復、継続して行われる運転行為については、次の要件を全て満たすものに限り、1及び2にかかわらず、包括して1個の運転行為とみなして処理するものとする。この場合における制限外許可の期間は、原則として1年以内とする。

- (1) 車両が同一の車両であること。
- (2) 同一の品目の貨物又は人員を、同一の方法で積載し、又は乗車させて運行すること。
- (3) 運転経路が同一であること。

#### 第3 許可申請者

制限外許可を申請する者（以下「申請者」という。）は、許可申請に係る車両（以下「申請車両」という。）の運転者とする。

なお、申請車両の運転者が複数の場合には、その全員を申請者とし、申請書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）別記様式第四）の申請者欄に連記するよう求めるものとする。この場合において、申請者欄に連記できないときは、別紙に申請者の住所、氏名並びに免許の種類及び免許証番号

を記載するよう求めるものとする。ここでいう車両の運転者が複数の場合とは、長距離運転で同乗又は乗り継ぎの交替運転者がある場合、同一の車両について許可申請に係る運転期間内に運転者が交替する場合等である。

#### 第4 許可申請の受理

- 1 法第56条第1項の出発地警察署長（以下「署長」という。）は、規則第8条第1項の規定により申請書の提出を受けたときは、申請書に受付印を押印し、制限外許可申請受理簿（別記様式第1号。以下「受理簿」という。）に必要事項を記載すること。この場合において、当該受理簿については、制限外積載、設備外積載及び荷台乗車の別に分けて分冊することができる。
- 2 1の申請を受理した署長は、申請を審査するために必要があると認めるときは、申請書に運転経路図その他制限外許可の審査に必要な書類を添付するよう申請者に求めることができる。
- 3 同一の車両について、同時に制限外積載、設備外積載又は荷台乗車の2以上の種別の許可が必要となる場合は、同一の申請書に当該許可に係る事項を併せて記載するよう求めるものとする。
- 4 申請書の提出先若しくは申請の許可単位に誤りがあるとき又は申請書の記載事項若しくは添付書類に不備があると認めるときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第7条の規定に基づき、必要な補正を求めるものとし、補正がない場合は求められた許可を拒否するものとする。

#### 第5 制限外積載の審査

##### 1 積載貨物の測定方法

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第22条第3号又は第23条第3号に規定する積載物の長さ、幅及び高さの測定は、次の方法によるものとする（次図参照）。

##### (1) 長さ

貨物自体の長さではなく、貨物を申請車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を車両の前後方向に車両に平行に測定する。

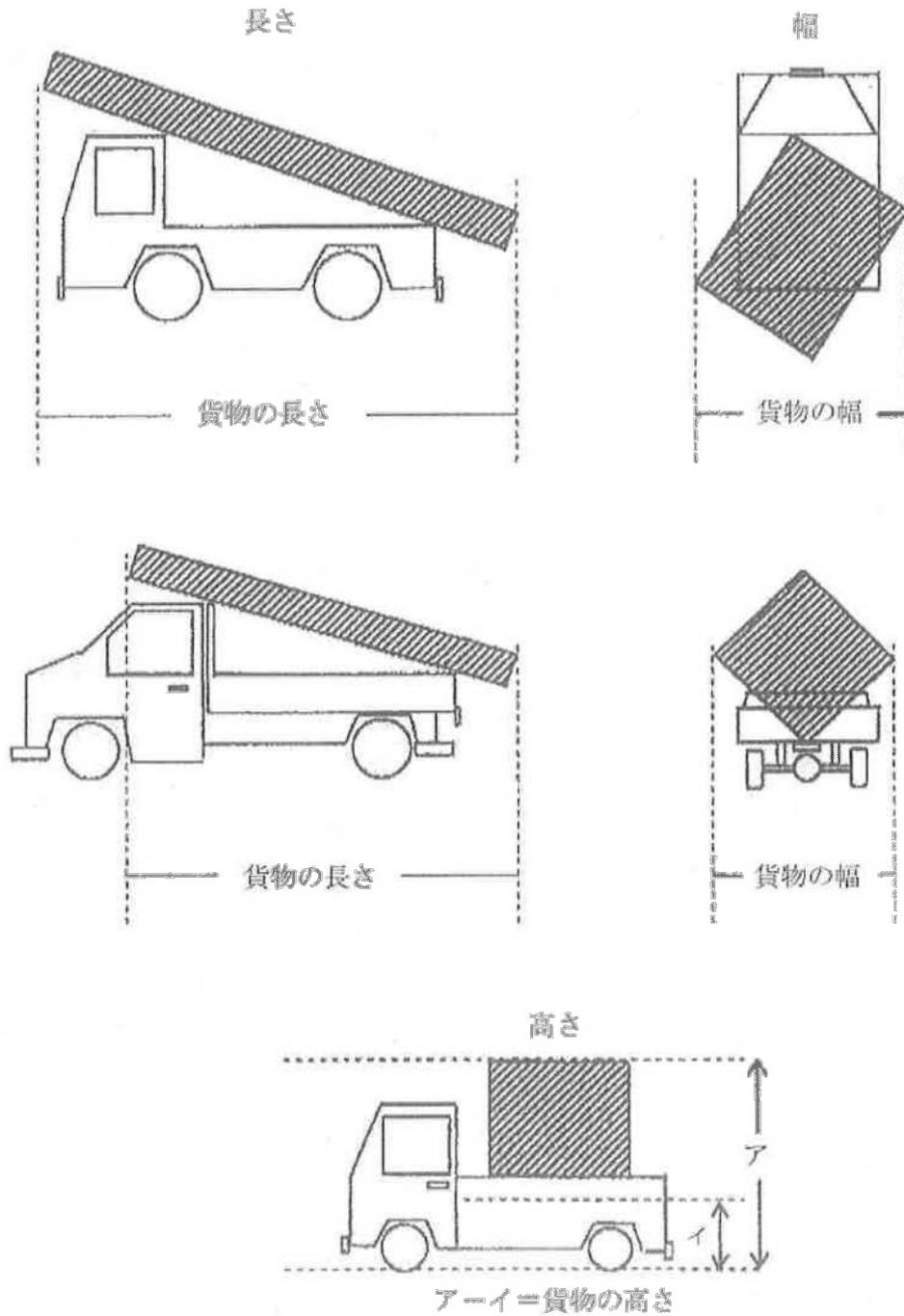
##### (2) 幅

貨物自体の幅ではなく、貨物を申請車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を車両の横方向に車両に平行に測定する。

(3) 高さ

貨物自体の高さではなく、貨物を申請車両に積載した状態において、地上から当該貨物の最上端までの高さを測定し、当該数値から申請車両の積載をする場所の高さを減じて算出する。

図



## 2 審査事項

制限外積載の許可に当たっての審査事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 許可の対象貨物
- (2) 積載物の重量、長さ、幅及び高さ並びに積載の方法
- (3) 運転の期間及び運転経路
- (4) その他道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るために必要と認める事項

## 3 審査上の留意事項

制限外積載の許可に当たっては、次に記述する要領等に従い、これを審査するものとする。

### (1) 許可の対象貨物

許可の対象となる貨物は、法第57条第1項本文の政令で定める積載重量等の制限又は同条第2項の規定に基づき都道府県公安委員会が定める積載重量等を超えることとなる貨物であって、電柱、変圧器等のように形態上単一の物件であり、分割し、又は切断することにより当該貨物自体の効用又は価値を著しく損すると認められるものとする。

なお、貨物が分割できないものであるかどうかについては、その貨物自体の属性により客観的に判断するものであり、運転者、貨物の所有者等の主観的事情（経費節約、時間の短縮等）により左右されるものではない。

### (2) 積載物の重量、長さ、幅及び高さ並びに積載の方法

積載物の長さ、幅及び高さ並びに積載の方法が次に掲げる場合又は積載物の重量が令第22条第2号及び第23条第2号に定める値を超える場合には、第12及び第13の1に記述するとおり、関係機関等との調整を行うなど、慎重な審査によって、交通の安全と円滑の確保に万全を期すこと。

ア 大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車並びに側車付きの大型自動二輪車及び普通自動二輪車（側車付きの自動二輪車にあつては(ア)及び(イ)に係る部分に限る。）

#### (ア) 積載物の長さ

自動車の長さとその長さの10分の5の長さを加えた長さを超える場合又は積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の長さが16.0メートル

(セミトレーラ連結車にあっては17.0メートル、フルトレーラ連結車にあっては19.0メートル、ダブルス連結車にあっては21.0メートル) を超える場合

(イ) 積載物の幅

自動車の幅に1.0メートルを加えた幅を超える場合又は積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅が3.5メートルを超える場合

(ウ) 積載物の高さ

4.3メートル(三輪の普通自動車及び規則第7条の14に規定する普通自動車にあっては3.0メートル) からその自動車の積載をする場所の高さを減じた高さを超える場合

(エ) 積載の方法

a 自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の3の長さを超えてはみ出す場合

b 自動車の車体の左右から0.5メートルを超えてはみ出す場合

イ. 小型特殊自動車

(ア) 積載物の長さ

自動車の長さとその長さの10分の5の長さを加えた長さを超える場合

(イ) 積載物の幅

自動車の幅に1.0メートルを加えた幅を超える場合

(ウ) 積載物の高さ

2.5メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じた高さを超える場合

(エ) 積載の方法

a 自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の3の長さを超えてはみ出す場合

b 自動車の車体の左右から0.5メートルを超えてはみ出す場合

ウ. 大型自動二輪車及び普通自動二輪車(側車付きのものにあっては(ア)及び

(イ)に係る部分を除く。)

(ア) 積載物の長さ

乗車装置又は積載装置(リヤカーを<sup>けん</sup>牽引する場合にあってはその<sup>けん</sup>牽引

されるリヤカーの積載装置。(エ)において同じ。)の長さの2倍の長さを  
超える場合

(イ) 積載物の幅

自動車の幅(規則第5条の4に規定する大きさ以下の原動機を有する普通自動二輪車がリヤカーを<sup>けん</sup>牽引する場合にあってはその<sup>けん</sup>牽引されるリヤカーの積載装置の幅に1.0メートルを加えた幅)を超える場合

(ウ) 積載物の高さ

2.5メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じた高さを超える場合

(エ) 積載の方法

a 乗車装置又は積載装置の前後からその乗車装置又は積載装置の長さを  
超えてはみ出す場合

b 積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅が当該自動車の幅  
を超える場合(規則第5条の4に規定する大きさ以下の原動機を有する普通自動二輪車がリヤカーを<sup>けん</sup>牽引する場合にあってはその<sup>けん</sup>牽引されるリヤカーの積載装置の左右から0.5メートルを超えてはみ出す場合)

エ 原動機付自転車

(ア) 積載物の長さ

積載装置(リヤカーを<sup>けん</sup>牽引する場合にあってはその<sup>けん</sup>牽引されるリヤカーの積載装置。(イ)及び(エ)において同じ。)の長さの2倍の長さを超える場合

(イ) 積載物の幅

原動機付自転車の幅(リヤカーを<sup>けん</sup>牽引する場合にあっては積載装置の幅に1.0メートルを加えた幅)を超える場合

(ウ) 積載物の高さ

2.5メートルから原動機付自転車の積載する場所の高さを減じた高さを超える場合

(エ) 積載方法

a 積載装置の前後からその積載装置の長さを超えてはみ出す場合

b 積載物を積載した状態の原動機付自転車及び積載物全体の幅が当該原

動機付自転車の幅を超える場合（リヤカーを牽引<sup>けん</sup>する場合にあっては積載装置の左右から0.5メートルを超えてはみ出す場合）

(3) 運転の期間及び運転経路

ア 運転の期間

交通が特に混雑する日時を含まないこと。

イ 運転経路

運転経路にその貨物の運搬に障害となるもの（重量制限の行われている橋、高さ制限の行われているガード、トンネルその他の工作物等）が存在しないこと。

(4) その他道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るために必要と認める事項

ア 当該積載の方法及び当該積載による運転が法第55条第2項及び第71条第4号に照らし適切であると認められること。

イ 当該積載による運転が申請車両の構造又は道路若しくは交通の状況により、重大な危険があるとは認められないこと。

第6 設備外積載の審査

1 審査事項

設備外積載の許可に当たっての審査事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 許可の対象貨物

(2) 積載の場所及び方法

(3) 運転の期間及び運転経路

(4) その他道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るために必要と認める事項

2 審査基準

設備外積載の許可に当たっては、次に記述する要領等に従い、これを審査するものとする。

(1) 許可の対象貨物

許可の対象となる貨物は、申請車両の構造及び貨物の性質に照らし、乗車装置又は積載装置以外の場所に積載することがやむを得ないものであること。

なお、設備外乗車は、第7の荷台乗車を除いては、許可の対象とならない。

(2) 積載の場所及び方法

貨物の転落防止が図れる場所で、かつ、結着等の方法により車体に確実に固定されるものであること。

なお、設備外積載の場所は、車体の上部等具体的に特定がされていることが必要である。

(3) 運転の期間及び運転経路

ア 運転の期間

交通が特に混雑する日時を含まないこと。

イ 運転経路

運転経路にその貨物の運搬に障害となるもの（高さ制限の行われているガード、トンネルその他の工作物等）や著しく幅員が狭い区間、交通が頻繁な場所等が存在しないこと。

(4) その他道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るために必要と認める事項

ア 当該積載の方法及び当該積載による運転が、法第55条第2項及び第71条第4号に照らし適切であると認められること。

イ 当該積載による運転が、制動能力や操作性の低下等に起因する運転上の危険が生じるおそれがないこと。

ウ 当該積載による運転が、申請車両の構造又は道路若しくは交通の状況により、重大な危険があるとは認められないこと。

第7 荷台乗車の審査

1 審査事項

荷台乗車の許可に当たっての審査事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 対象車両及び乗車場所

(2) 乗車人員

(3) 運転の期間及び運転経路

(4) その他道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るために必要と認める事項

2 審査基準

荷台乗車の審査基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 対象車両及び乗車場所

対象車両及び乗車場所は、専ら貨物を運搬する構造の自動車（以下「貨物自動車」という。）の荷台に限定される。したがって、貨物自動車であっても、荷台のないシャーシだけのものやシャーシに板等を置いたものは荷台とは認められないことから、許可の対象とはならない。

(2) 乗車人員

許可申請の目的に照らし、必要最小限の人員であること。

(3) 運転の期間及び運転経路

ア 運転の期間

交通が特に混雑する日時を含まないこと。

イ 運転経路

運転経路に荷台に乗車した者に危険を及ぼすおそれのある高さ制限の行われているガード、トンネルその他の工作物等や荷台に乗車した者が振り落とされるおそれがある急カーブの区間、交通頻繁な場所等が存在しないこと。

(4) その他道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るために必要と認める事項

ア 当該荷台乗車の方法及び当該荷台乗車による運転が、法第55条第2項及び第71条第4号に照らし適切であると認められること。

イ 当該荷台乗車による運転が、制動能力や操作性の低下等に起因する運転上の危険が生じるおそれがないこと。

ウ 当該荷台乗車の許可により荷台に乗車した者の安全が確保できること。

エ 当該荷台乗車による運転が、申請車両の構造又は道路若しくは交通の状況により、重大な危険があるとは認められないこと。

## 第8 審査方法

許可申請があったときの審査は、申請車両の構造、積載物及びその積載状態、道路交通の状況等について、車両を保管している場所や積載作業を行う場所等に赴いて確認する方法や図面、写真その他の資料により確認する方法等により審査するものとする。

## 第9 許可の条件

### 1 条件

法第58条第3項の規定により署長が付することができる条件は、令第24条第1項第1号及び第2号に規定するもののほか、次に掲げるものとする。

- (1) 通行する道路の指定に関する事項
- (2) 運転の時間帯の指定に関する事項
- (3) 先導車又は整理員による誘導整理に関する事項
- (4) 積載した貨物の固定（緊縛）の方法、積載位置等について必要と認める事項
- (5) その他道路における危険を防止するため必要と認める事項

## 2 教示

許可に条件を付したときは、申請者に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づく教示事項を記載した書面を必ず交付すること。

## 第10 許可証の交付等

### 1 許可証の作成

許可証の作成は、次によること。

- (1) 許可証は、申請書の「制限外許可証」欄への記載及び署長の公印の押印により作成する。
- (2) 条件を別紙に記載した場合は、許可証と別紙を署長の公印で契印する。

### 2 許可証の交付

許可証の交付は、次によること。

- (1) 許可証は、できる限り申請者本人に交付する。
- (2) 許可証を交付したときは、受理簿に交付年月日等必要事項を記載するとともに、交付者が「交付者」欄に署名又は押印をし、処理のてん末を明らかにする。

## 第11 標準処理期間

標準処理期間は5日（休日を除く。）とされているが、運転経路が複数の警察署にまたがるときは、この期間内に処理できない場合もあることから、許可証の交付までに要する期間については、申請者と所要の調整を行うこと。

## 第12 関係機関等との調整

### 1 道路管理者との連携

署長は、許可申請に係る積載による運転が道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項の車両の通行の許可又は道路法第47条の10第3項に規定する車両

の通行可能経路に係る回答を必要とする場合は、当該許可等を行う道路管理者との連携を図るように努めること。

## 2 合同会議の開催等

超長大積載物又は超重量積載物の運搬で、通行止め等の交通規制を必要とするものの許可に当たっては、事前に警察、運輸、道路管理者等の行政機関、運輸事業者等による合同会議を開催し、運転経路の円滑化と運搬中の交通事故防止等について必要な申合せを行うように努めること。

## 第13 本部主管課との調整

- 1 署長は、許可申請に係る積載物の重量、長さ、幅及び高さ並びに積載の方法が審査基準を超えることとなる場合であって、許可の必要性があると認めるときは、当該許可に関し、交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）と協議すること。
- 2 2以上の都道府県に及ぶなど長距離にわたって通行する申請を受理したときは、次の区分により照会を実施して、当該道路における道路及び交通の状況を把握した上で、許可の可否を判断すること。
  - (1) 茨城県内の区域 管轄警察署に照会すること。
  - (2) 茨城県外の区域 交通部交通規制課を経由して関係都道府県警察に照会すること。
- 3 交通規制課長は、制限外許可申請照会簿（別記様式第2号）を備え付け、2(2)により実施した照会の状況を管理すること。

<別記様式略>